

施策・取組内容の見直しについて

基本方針	施策・取組内容（修正前）		施策・取組内容（修正後）	
1　ごみの排出抑制	ごみ処理手数料の適正化	平成19年度の手数料改定以降における消費税の増税等の影響を考慮し、手数料の最適化を図ります。特に事業系ごみに対して見直しを行います。	ごみ処理手数料の適正化	平成19年度の手数料改定以降における消費税の増税等の影響を考慮し、手数料の最適化を図ります。特に事業系ごみに対して見直しを行います。
	環境出前講座（ごみの分け方・出し方）の実施	自治会をはじめ、各種団体の要望に応じ、環境出前講座を実施します。	環境出前講座（ごみの分け方・出し方）の実施	自治会をはじめ、各種団体の要望に応じ、環境出前講座を実施します。
	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進について広報誌・ホームページなどによりPRします。	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進について広報誌・ホームページなどによりPRします。
	分かりやすいごみカレンダー、ごみ分別冊子の作成	毎年、ごみカレンダー、家庭ごみの分け方・出し方便利帳を作成し、ごみの減量化・資源化について啓発します。	分かりやすいごみカレンダー、ごみ分別冊子の作成	毎年、ごみカレンダー、家庭ごみの分け方・出し方便利帳を作成し、ごみの減量化・資源化について啓発します。
	市の処理する産業廃棄物の見直し	現在、市が処理している産業廃棄物の種類の見直しを行います。	市の処理する産業廃棄物の見直し	現在、市が処理している産業廃棄物の種類の見直しを行います。
			食品ロスの削減	賞味期限（おいしく食べることができる期限）と消費期限（期限を過ぎたら食べない方がよい年月日）の違い等について啓発し、食品ロスを削減します。
			生ごみ処理機等の購入費用助成の検討	生ごみの発生量を抑制するため、生ごみ処理機等の購入費用に対する助成を検討します。
2　資源化の促進	資源集団回収の促進	小中学校PTA等が実施する資源集団回収について、促進を図るための検討を行います。	資源集団回収の促進	小中学校PTA等が実施する資源集団回収について、促進を図るための検討を行います。
	資源ごみリサイクル率の向上	資源ごみの分別について、広報誌・ホームページ等により更なる啓発を行い、リサイクル率の向上を図ります。特に古紙類の資源化を積極的に推進します。	資源ごみリサイクル率の向上	資源ごみの分別について、広報誌・ホームページ等により更なる啓発を行い、リサイクル率の向上を図ります。特に古紙類の資源化を積極的に推進します。
	使用済小型家電回収品目の拡充	使用済小型家電の収集品目を増やし、再資源化を図るとともに、回収方法についても検討を行います。	使用済小型家電回収品目の適正化	使用済小型家電の収集品目を見直し、適正な再資源化、及び処理を推進します。
	刈草や樹木の剪定枝等の堆肥化による農業等への還元・利用	刈草や樹木の剪定枝等について、堆肥化による農業等への還元を行い、利用促進を図ります。	刈草や樹木の剪定枝等の堆肥化による農業等への還元・利用	刈草や樹木の剪定枝等について、堆肥化による農業等への還元を行い、利用促進を図ります。
	再使用できる家具等の譲渡会の開催	再使用できる家具等の譲渡会を開催することでリユースの推進を図ります。	再使用できる廃棄物の再利用の促進	再使用できる廃棄物について、民間企業等と連携することでリユースの推進を図ります。
3　廃棄物の適正処理	ごみ処理施設の適切な運営	可燃物焼却施設から排出されるガスなどについて排出基準を遵守します。 エネルギーを効率的に利用し、適切に運転管理します。	ごみ処理施設の適切な運営	可燃物焼却施設から排出されるガスなどについて排出基準を遵守します。 エネルギーを効率的に利用し、適切に運転管理します。
	ごみ処理施設の長寿命化	不燃物最終処分場の延命化を図ります。	ごみ処理施設の長寿命化	不燃物最終処分場の延命化を図ります。
			廃棄物の減量化	事業系ごみの陶磁器くずの搬入量を制限する総量規制を実施することで、減量化を図ります。
	廃棄物減量等推進審議会の継続	廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、ごみの減量化・資源化を推進します。	廃棄物減量等推進審議会の継続	廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、ごみの減量化・資源化を推進します。
	野焼きに対する指導	野焼きについて、違法行為であることを啓発するとともに、指導を行います。	野焼きに対する指導	野焼きについて、違法行為であることを啓発するとともに、指導を行います。
	不法投棄防止のパトロールの実施と監視の強化	環境パトロールを実施し、不法投棄されやすい場所に啓発看板を設置するなど対策を検討します。 各自治会に、ポイ捨て禁止などの看板を配布します。 また、広報誌、ホームページなどによりポイ捨て、不法投棄防止について啓発を行います。	不法投棄防止のパトロールの実施と監視の強化	環境パトロールを実施し、不法投棄されやすい場所に啓発看板を設置するなど対策を検討します。 各自治会に、ポイ捨て禁止などの看板を配布します。 また、広報誌、ホームページなどによりポイ捨て、不法投棄防止について啓発を行います。